大阪府子ども総合計画における重点施策の取組状況（最終年度）【概要】

資料２－１

　大阪府では、各基本方向の「重点的な取り組み」に掲げる事業のうち、計画の５年間で特に重点的に取り組むものを設定し、「５年後の大阪府の姿」をめざし、取り組みました。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **重点的な取り組み** | **重点施策項目** | | **達成状況（主なもの）** | **主な指標** |
| 基本方向１：若者が自立できる社会 | | |  |  |
| 若者が社会の中で自立することによって、次代の親になるなど自らの意思で将来を選択できるよう支援します。 | ① | キャリア教育の充実 | 全ての子どもの進路決定に向けた具体的なサポートを充実させるため、全ての中学校区で全体指導計画を策定する等により、キャリア教育を計画的に実施した。 | 中学校区における全体指導計画の策定（100％） |
| ② | 若者の就職支援 | 若者一人ひとりが職業的自立を果たし、いきいきと社会の中で活躍できるよう、地域金融機関等と連携した合同企業説明会等の開催により、若者の就職を支援した。 | 金融機関等と合同企業説明会を開催（４回） |
| ③ | 子ども・若者が再チャレンジできる仕組みづくりの推進 | 困難を有する青少年を支援するため、市町村とNPO等の民間支援機関を中心とする関係者会議の開催や研修等を実施するなど、子ども・若者が再チャレンジできる仕組みづくりを推進した。 | 民生・児童委員に対する研修（5回） |
| 基本方向２：子どもを生み育てることができる社会 | | |  |  |
| 安心して子どもを産むことができる保健・医療環境をつくります。 | ④ | 安心して妊娠・出産できる仕組みの充実 | 妊娠・出産に伴う様々なリスクをできる限り減らすため、産婦人科救急搬送体制確保事業等を実施する等により、子どもを産みたいときに安心して妊娠・出産できる環境を整備した。 | 夜間・休日の当番病院における受入実績（1,021件） |
| 家庭と地域がともに養育力を高めることができるよう、地域と一体になって子育てしやすい環境をつくります。 | ⑤ | 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育の支援 | 家庭教育に不安や負担感を持つ保護者への支援を促進するため、中学校区における学校支援活動等を実施する等、放課後等の子どもたちの安全で安心な居場所づくりを進めた、 | 中学校区における学校支援活動の実施率100％） |
| ⑥ | 就学前の子育て支援の充実 | 教育・保育の場の確保、待機児童の解消及び教育・保育条件の維持・向上のため、認定こども園の設置や子育て支援拠点の設置促進の働きかけなどにより、就学前の子育て支援に取組んだ。 | 認定こども園の数  658か所（R1.6.1） |
| ⑦ | ワーク・ライフ・バランスの実現 | ワーク・ライフ・バランスの普及啓発や環境整備を推進するため、保育士・保育所支援センターにおける復職応援セミナー、職場体験、求職相談等を実施することにより、結婚・出産後も働き続けられる環境の整備や子育て支援に取り組んだ。 | 復職応援セミナー等を実施  （セミナー参加者数120人） |
| さまざまな支援が必要な子どもや家庭に対し、支援を必要としているときに必要な支援が行き届く体制をつくります。 | ⑧ | ひとり親家庭等に対する就業支援の充実 | 母子家庭、父子家庭や寡婦の方の暮らしの安定と向上の実現に向け、市町村におけるひとり親家庭等の就業機会創出のための支援が実施されるよう働きかけを行うことにより、就業支援の充実に取り組んだ。 | ひとり親家庭等の就業機会創出のための支援を実施した市町（12市） |
| ⑨ | 児童虐待防止の取り組み | 児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応のため、保護者に対する親学習のほか、養育支援訪問事等業を実施することにより、子どもを虐待から守る社会の実現に向けた取組みを進めた。 | 養育支援訪問事業を実施  （41市町村） |
| ⑩ | 社会的養護体制の整備 | 家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係を育むことができる体制を整備するため、小規模グループケアやグループホームの設置を推進することにより、社会的養護体制の整備に取り組んだ。 | グループホーム数（37ヶ所） |
| ⑪ | 障がいのある子どもへの支援の充実 | 医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活を支えるため、医療型短期入所整備促進事業等を実施する等により、重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業を推進した。 | 医療型短期入所整備促進事業  (直接補助：延べ利用日数1,617日 |
| 基本方向３：子どもが成長できる社会 | | |  |  |
| すべての子どもに学びの機会を確保することで、子どもたちが、粘り強く果敢にチャレンジし、自立して力強く生きることができるよう支援します。 | ⑫ | 学力向上の取り組みの推進 | 高等学校の教育力向上のため、エンパワメントスクールを設置するなどの取組を実施することにより、学力向上の取り組みを推進した。 | エンパワメントスクールの設置校数（8校） |
| ⑬ | 豊かな心を育む取り組みの充実 | 人権教育の推進のため、小・中・高等学校・支援学校において人権教育のための教材集・資料の有効活用の促進を図るとともに、その成果を実践事例集としてまとめ、研修や報告会を開催することにより、豊かな心を育む取り組みを進めた。 | 人権教育教材の活用率  小学校96.6%、中学校89.5%  高等学校 98.7％、支援学校 97.8% |
| ⑭ | 幼児教育・保育、子育て支援に関わる人材の確保及び資質の向上 | 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施のために必要な人材を確保し、資質の向上を図るため、保育教諭確保の取り組みや「潜在保育士」の就職・復職の支援を実施した。 | 潜在保育士の就職・復職の支援  就業者数 182人　登録者数　2,279人 |
| ⑮ | 就学後の子育て支援の充実 | 全ての児童が放課後を安心・安全に、かつ文化的な活動を行うことができるよう、放課後児童支援専門員等に関す研修を実施する等により、保育の質を確保し、共働き家庭等の「小１の壁」の解消に努めた。 | 放課後児童支援員認定資格研修実績回数9回、修了者８２３人 |
| 子どもの人権や、健全な育成環境を守ることによって、子どもが健やかに育ち、自律して社会を支えることができるよう支援します。 | ⑯ | 青少年の健全育成、少年非行防止活動ネットワークの構築促進 | 青少年の健全育成等のため、青少年リーダーの養成や少年非行防止活動ネットワークを構築等の活動を進め、青少年の健全育成、少年非行防止のための体制を構築した。 | 少年非行防止活動ネットワークの構築（全66市区町村で完了） |